

平成28年4月13日
自動車局安全政策課

軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バスを対象とした街頭監査を実施しました。本年1月21日から3月中旬にかけて、全国において計242台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち86台（35.5%）の車両について法令違反が確認されました。具体的には以下のとおりです。

1. 貸切バス事業者に対する街頭監査の結果について

1月21日から3月中旬にかけて、全国の貸切バス乗り場等、のべ38か所において、国土交通省の監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、運転者の健康状態、交替運転者の配置状況、運行指示書の作成状況等について確認を行ってきました。

その結果、242台に対して86台（35.5%）の車両に法令違反を確認しました。詳細は添付資料（別紙1）のとおりです。

なお、2月3日に、法令違反が多い事項をリスト化したチェックシートを全事業者へ配布し、運行前に事業者自らが最終確認を行い法令遵守を徹底するよう通達しました。また、街頭監査時に法令違反が確認された場合は、速やかに改善指示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう通達しました。

法令違反指摘率について、通達前は46%、通達後は23%でした。詳細は別添資料（別紙2）のとおりです。

2. 監査実施後の措置

街頭監査において法令違反が確認された事業者に対しては、監査実施日から原則30日以内に呼出監査を実施し、呼出監査時点において、同様の違反事項が全て改善されたことを確認しています。街頭監査については、今後ともゴールデンウィーク等の多客期を捉え、引き続き行うこととしています。

【問合せ先】

自動車局安全政策課 内山、勝亦

TEL：03-5253-8111（代表）内線41622, 41632

TEL：03-5253-8566（直通）FAX：03-5253-1636

街頭監査の実施結果

実施日	運輸局(支局)	実施場所	実施結果		
			監査 車両数	指摘 車両数	主な指摘事項
1月21日(木)	関東(東京)	新宿区都庁大型バス専用駐車場入口	6	5	運行指示書の記載不備等
	北陸信越(石川)	金沢駅西口	3	0	—
	中国(広島)	広島駅	3	1	運行指示書の記載不備
1月22日(金)	北陸信越(長野)	野沢温泉スキー場	0		—
	四国(徳島)	㈱阿波交通 出来島車庫	1	0	—
	中部(愛知)	名古屋駅	7	1	運行指示書の記載不備等
1月26日(火)	北陸信越(富山)	富山空港	7	6	運行指示書の記載不備等
1月27日(水)	東北(宮城)	仙台空港	7	0	—
	近畿(大阪)	新大阪駅	7	1	運行指示書の携行なし
	中国(山口)	山口宇部空港	4	2	運行指示書の記載不備等
1月28日(木)	四国(香川)	高松駅	1	0	—
	中部(静岡)	浜名湖 東名SA	5	3	運行指示書の記載不備等
	九州(福岡)	博多港中央ふ頭	37	23	運行指示書の記載不備等
1月29日(金)	四国(愛媛)	松山駅	1	0	—
	四国(高知)	高知駅	2	1	運行指示書の記載不備
	四国(徳島)	徳島空港	3	1	運行指示書の記載不備
	近畿(和歌山)	和歌山駅	2	1	アルコール検知器不携帯
2月2日(火)	中国(岡山)	岡山後楽園、倉敷	2	2	車内表示違反等
	北陸信越(長野)	エムウェーブ駐車場(長野市北長池)	13	3	車外表示違反
	沖縄	那覇空港	13	6	車内表示違反
2月3日(水)	中国(広島)	広島空港	6	4	運行指示書の記載不備等
2月4日(木)	北海道(札幌)	観光バス都心部駐車場(札幌市中央区)	7	1	車外表示違反
	北海道(旭川)	旭山動物園	10	0	—
	近畿(兵庫)	三宮駅	5	0	—
2月5日(金)	中部(静岡)	静岡空港	6	5	運行指示書の記載不備等
	四国(徳島)	徳島空港	0		—
	近畿(大阪)	OCATバスターミナル、なんばパークス	6	0	—
	北陸信越(新潟)	スキー場駐車場(新潟県南魚沼郡湯沢町)	1	0	—
2月10日(水)	中国(山口)	山口宇部空港	4	0	—
	近畿(京都)	京都駅	6	0	—
2月11日(木)	中部(福井)	福井駅	6	1	車内表示違反等
2月12日(金)	中国(島根)	松江市黒田町城山西駐車場	5	2	車内表示違反等
2月16日(火)	関東(東京)	新宿区都庁大型バス専用駐車場入口	2	1	運行指示書の記載不備等
2月24日(水)	関東(神奈川)	横浜駅	9	1	車外表示違反
3月3日(木)	中国(山口)	下関国際ターミナル前港湾道路	4	2	車内表示違反
3月7日(月)	中部(三重)	伊勢神宮	18	1	運行指示書の記載不備
3月8日(火)	中部(岐阜)	岐阜駅	7	5	運行指示書の記載不備等
3月14日(月)	中国(広島)	広島港	16	7	運行指示書の記載不備等
合計	38か所		242台	86台	

軽井沢スキーバス事故以降の街頭監査実施結果

	監査車両数		うちスキーバス		指摘車両数		指摘率		
	当日	合計	当日	合計	当日	合計	当日	合計	
1月21日	12	12	6	6	6	6	50.0%	50.0%	
1月22日	8	20	8	14	1	7	12.5%	35.0%	
1月26日	7	27	1	15	6	13	85.7%	48.1%	
1月27日	18	45	5	20	3	16	16.7%	35.6%	
1月28日	43	88	1	21	26	42	60.5%	47.7%	
1月29日	8	96	5	26	3	45	37.5%	46.9%	
2月2日	28	124	0	26	11	56	39.3%	45.2%	
2月3日	6	130	0	26	4	60	66.7%	46.2% ← 指導通達発出	
2月4日	22	152	1	27	1	61	4.5%	40.1%	
2月5日	13	165	5	32	5	66	38.5%	40.0%	
2月10日	10	175	3	35	0	66	0.0%	37.7%	
2月11日	6	181	1	36	1	67	16.7%	37.0%	
2月12日	5	186	0	36	2	69	40.0%	37.1%	
2月16日	2	188	2	38	1	70	50.0%	37.2%	
2月24日	9	197	0	38	1	71	11.1%	36.0%	
3月3日	4	201	0	38	2	73	50.0%	36.3%	
3月7日	18	219	0	38	1	74	5.6%	33.8%	
3月8日	7	226	0	38	5	79	71.4%	35.0%	
3月14日	16	242	0	38	7	86	43.8%	35.5%	

46%

バス協会
会員 34%

非会員 84%

23%

バス協会
会員 20%

非会員 46%

【参考】

国自安第246号
平成28年 2月 3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところである。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されている。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾である。

については、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめた。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

出庫時に最低限確認すべき事項（貸切バス）

確 認 事 項		チェック欄			
運 行 指 示 書		運行指示書を作成しているか	適	否	
		運行指示書を運転者に携行させているか	適	否	
	記 載 事 項 の 確 認		・ 運行の開始及び終了の地点及びその日時	適	否
			・ 乗務員の氏名	適	否
			・ 運行の経路、主な経由地における発車・到着の日時	適	否
			・ 旅客が乗車する区間	適	否
			・ 運行に際して注意を要する箇所の位置	適	否
			・ 乗務員の休憩地点及び休憩時間	適	否
			・ 乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がある場合）	適	否
			・ 睡眠に必要な施設の名称・位置	適	否
		・ 運送契約の相手方の氏名又は名称	適	否	
	・ その他必要な事項（該当がある場合）	適	否		
表 示 の 確 認	車 内	・ 事業者の氏名又は名称	適	否	
		・ 運転者その他乗務員の氏名	適	否	
		・ 自動車登録番号（ナンバー）	適	否	
	車 体	・ 使用者の氏名・名称又は記号	適	否	
		・ 「貸切」表示	適	否	
		アルコール検知器を携行させているか（泊まり運行の場合）	適	否	
		自動車検査証（車検証）が車両に備え付けられているか	適	否	
		運転者の運転免許証を確認しているか	適	否	

確認者（運行管理者・補助者） 氏名

⑩

国自安第246号

平成28年 2月 3日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長

貸切バスの安全確保の再徹底について

標記について、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したので、貴局においても、管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、周知するとともに、指導徹底を図られたい。

また、街頭監査時における対応については当面下記のとおりとするので、貴職におかれては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 街頭監査時に指摘事項が確認された場合は、速やかに改善指示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう指示を行うこと。
2. 街頭監査時にその場で改善が確認された場合であっても、監査実施日から原則30日以内に呼出監査を実施し、他の運行において同様の違反事項が無いことを確認すること。
3. 2. において違反事項が確認された場合には、輸送の安全確保命令を発出し、早期是正を命じるとともに、事業者の全般的な法令遵守状況について確認するために特別監査を実施すること。